

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 少額配当金と更正の請求

**Q** : 私は、確定申告の際には、少額配当金を含めずに確定申告書を提出しましたが、その後、少額配当金についても申告した方が有利だったことに気づきました。

この場合、確定申告をしないことを選択した少額配当金を合算して還付を求める更正の請求をすることができるのでしょうか。

**A** : 更正の請求はできません。

### 【解説】

更正の請求は、「申告書に記載した課税標準等もしくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又はその計算に誤りがあったことにより」納税額が過大であるときにできます。

ところで、内国法人から支払いを受けるべき配当等で、1回に支払いを受けるべき金額が5万円（配当等の計算の基礎となった期間が1年以上であるときは10万円）以下である場合には、これを申告して総合課税を受ける方法と、これを申告しないで20%の税率による源泉徴収によって配当所得についての課税関係を終了させる方法との2つのうち、いずれか有利な方法を選択することができます。

配当所得を含めるか含めないかについては、確定申告時の選択となります。

ご質問の場合、確定申告で少額配当をその確定申告から除外することを選択したものであり、確定申告書に誤りがあったことではありませんので、更正の請求はできません。

